

自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の 共済金等の支払基準の一部改正案について

平成 22 年 1 月
金融庁監督局保険課
国土交通省自動車交通局保障課

1. 改正の理由

「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」（以下「支払基準」という。）は、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 16 条の 3 第 1 項（第 23 条の 3 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、定められているところである。

支払基準では、保険金等の額の算定に、厚生労働省が 5 年に 1 度公表する生命表による平均余命を用いており、最新の生命表に合わせた所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

支払基準別表 II-1（就労可能年数とライプニッツ係数表）及び別表 II-2（平均余命年数とライプニッツ係数表）について、最新の生命表による平均余命を用いたものに改めることとする。

3. スケジュール（予定）

平成 22 年 2 月 公布
平成 22 年 4 月 1 日 施行